

# 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

## 1 条例を制定する背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）が制定され、これまで介護保険法（平成9年法律第123号）や厚生労働省令によって定められていた「介護予防支援の従業者及び運営に関する基準」や「介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準」、「介護予防支援事業者の支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等」について、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとされました。

本市においても条例の制定作業を進めており、平成27年4月1日の施行を目指しているところです。

本市の考え方（条例の概要案及び条例案）を取りまとめましたので、皆様からの御意見を参考にして、条例に反映して行きたいと考えております。

### ※介護予防支援事業とは、

平成18年4月より施行された改正介護保険法の規定により、要支援1又は要支援2と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から、介護予防ケアマネジメントを行うものです。

この事業は、指定介護予防支援事業所（喜多方市地域包括支援センター）が、ケアプラン作成業務を居宅介護支援事業所に委託するなど、関係機関と協力しながら実施しています。

## 2 条例制定の方向性

これまで介護保険法や厚生労働省令で定められていた基準は、条例を定めるに当たって、「基準に従い定める」もの、「基準を参酌する」ものの2種類に分類されました。

本市では、「基準に従い定める」ものについては、介護保険法や厚生労働省令のとおり条例に盛り込むものとし、「基準を参酌する」ものについては、原則として国の基準のとおりとするが、一部の基準については、利用者等の保護、事業者におけるサービスの質の確保・向上、利用者の負担軽減、県・中核市条例との整合性を図り本市独自の基準を条例に盛り込みます。

条例制定の基準については、「介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定」及び「利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定」、「申請者の法人格の有無に係る基準」、「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る」、「保健師等の職員の資格に関する基準及び配置する職員の員数に関する基準」に係る規定を「従うべき基準」とし、「暴力団の排除基準」及び「その他の運営に関する基準に係る規定」は（参酌すべき基準）としました。

法や省令での基準の区分	条例・規則での対応
基準に従い定める	介護保険法や厚生労働省令のとおりとします
基準を参酌する	市独自の一部の基準を盛り込みます

### **3 制定する条例（案）**

① 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）

② 喜多方市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例（案）

この条例により、介護保険法59条第1項及び第115条の22第2項、第115条24第1項、第2項及び第115条の46第4項によって市町村の条例で定めるとされた基準について定めます。

具体的には、「指定介護予防支援等の事業の人員基準、運営基準等」及び「保健師等の資格や配置する職員の員数等」について定めたもので、現行の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」に対応しています。

**この条例の適用を受ける事業者は、**

- ・介護予防支援事業者（喜多方市地域包括支援センター）

### **4 条例に喜多方市が独自に盛り込む基準（案）**

≪1≫暴力団の排除（役員等から暴力団員等を排除）を追記する。

≪2≫運営規定に事故の対応、虐待の防止、成年後見制度の活用、苦情の解決体制を追加する。

≪3≫文書の保存期間を2年から一部5年に延長し、保存する文書に勤務の体制等の記録及び利用料等に関する請求及び受領等の記録を追記する。

≪4≫利用者の人権の擁護、虐待の防止、成年後見制度を追記する。

法及び省令に変更 又は追記する項目	条例案での規定（市の基準）
≪ 1 ≫ 介護予防支援事業の申請者の資格について、市独自に暴力団の排除を追記する。	≪ 1 ≫ 第 3 条 2 <u>前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、喜多方市暴力団排除基本条例(平成 24 年喜多方市条例第 32 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であってはならない。</u>
≪ 2 ≫ 介護予防支援事業所の事業の運営について、市独自項目を追記する。	≪ 2 ≫ 第 2 0 条 <u>(6) 事故発生時における対応方法</u> <u>(7) 虐待の防止ための措置に関する事項</u> <u>(8) 成年後見制度支援に関する事項</u> <u>(9) 苦情解決体制の整備</u>
≪ 3 ≫ 介護予防支援事業所の記録の保存期間を 2 年間から 5 年間とし、記録の整備について、市独自項目を追記する。	≪ 3 ≫ 第 3 1 条 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 <u>(4) 第 21 条第 1 項に規定する従業者の勤務の体制等の記録</u> <u>(7) 予防給付(法第 18 条第 2 号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)及び第 13 条に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</u>
≪ 4 ≫ 介護予防支援事業者の基本の取扱方針について、市独自項目を追記する。	≪ 4 ≫ 第 3 2 条 4 <u>指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 5 <u>指定介護予防支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u>

(喜多方市の考え方)

平成 24 年に喜多方市暴力団排除基本条例の制定を踏まえ、市民のみなさんへの安心・安全を図ることが重要であるという観点から、暴力団の排除の規定を追加します。

さらに、介護予防支援事業所において、事故発生時の対応や虐待の防止、成年後見制度の活用、苦情解決体制の整備などを明確化し、利用者や家族が安心できる運営に努めていきます。

介護予防支援事業者が不適切な請求に基づく介護報酬を受けとった場合、市は保険者と

してこの返還を請求します。このとき市の返還請求権は地方自治法により5年間で時効となりますが、省令では記録の保存期間を2年間としており、市が返還を請求しようとしたときに、検証すべきサービス提供の記録が存在しない恐れがあります。

そのため条例を制定するにあたっては、介護報酬(介護予防サービス費)の請求に係る記録の保存期間を5年間と規定し、市の返還請求権の期間との整合を図りたい。

また、その際に必要となる記録として、従業者の勤務の体制等の記録と利用料等に関する請求及び受領等の記録を保存するようにする。